

◎ 資 料 編

1

計画策定方針

2

計画策定経過

3

計画策定に係る動画への意見

4

伊賀市地域福祉計画推進委員会委員名簿

5

関係条例・要綱

1 第4次伊賀市地域福祉計画策定の目的

少子高齢化による人口の減少は、生産年齢人口の減少を招き、社会や地域において様々な担い手の不足を引き起こすこととなります。それが顕著に表れるのは都市部ではなく地方であり、伊賀市においても平成16年11月の合併時103,303人であった人口が毎年約1,000人近く減少し、現在では91,277人（令和元年11月末現在）となっており、国勢調査によると生産年齢人口は、平成17年の62,119人から平成27年の51,131人と10年間で1万人以上減少しております。また、平成30年10月現在、高齢化率（伊賀市32.0% 全国平均28.1%）、後期高齢化率（伊賀市17.1% 全国平均14.2%）ともに全国平均を大きく上回っています。

そのような状況のなか、本市では、すべての市民が安心して生活できるまちづくりと団塊の世代が75歳以上となる2025年問題に対応するため、地域福祉と地域包括ケアシステムの構築の取り組みを一体的にまとめた、第3次伊賀市地域福祉計画を2016（平成28）年度から推進しています。

しかしながら、昨今の社会情勢の中で人々が安心して暮らしていくうえで生じる課題は、様々な分野が絡みあって「複雑化」及び「複合化」してきています。さらに、地域における「支え合いの基盤」や、人と人の「つながり」の意識が希薄になってきていることから、これまでの社会システムの継続が困難になりつつあり、持続可能な社会への転換が求められています。

このようなことから、伊賀市では今後も第3次伊賀市地域福祉計画で掲げた理念である「すべての市民が住みなれた地域で安心して人生の最期まで暮らせるまちづくり」をさらに進めていくために、地域住民等が支え合い、人権を尊重し、一人ひとりの暮らしと生きがいや地域をともにつくっていくことのできる「地域共生社会」の実現をめざし、本計画を策定します。

2 策定方針

第3次伊賀市地域福祉計画において取り組んだ、地域力の強化・専門機関の強化・地域と専門機関をつなぐパイプ機能の強化を軸とした、全世代型の地域包括ケアシステムをより深化・進化させることに加え、地域住民や地域の多様な主体の助け合いを推進することや、対象者ごとの縦割りから脱却し、分野を超えた横断的な支援体制を構築することなどを分かりやすくまとめた計画づくりに努めます。

あわせて、伊賀市自治基本条例に基づくパブリックコメントや、計画骨子の検討段階でのタウンミーティングを実施し、伊賀市社会福祉協議会の地域福祉活動計画と一体的に地域福祉の推進の取り組みを進めていく計画とします。

3 計画の位置付け

本計画は、社会福祉法第107条において「市町村が策定するよう努めるもの」と規定されている地域福祉計画であり、伊賀市総合計画における市の将来像を掲げた基本構想をはじめ根幹的な施策を示す再生計画や各分野別の計画とも連携します。また、子ども、障がい、高齢・介護等の計画を横断及び包括する計画となります。

4 計画に盛り込むべき事項

本計画は、地域福祉の推進に関する事項として、市町村地域福祉計画の策定ガイドライン（別紙1）に掲げる事項を盛り込んで策定することとします。

5 計画期間

第4次伊賀市地域福祉計画は、2021(令和3)年度～2025(令和7)年度の5カ年計画とします。

6 策定スケジュール

第4次伊賀市地域福祉計画は、2020(令和2)年度中に策定するものとし、別紙2（第4次伊賀市地域福祉計画策定スケジュール）に基づきすすめます。

7 策定の体制

(1) 審議機関

地域団体等の代表者、保健、医療、福祉関係の代表者、公募委員、有識者等で構成する「伊賀市地域福祉計画推進委員会」に市長が諮問し、答申を受けることとします。

(2) 市民参加

市民の皆さんからの幅広い意見や提案を反映させるため、パブリックコメントの実施やタウンミーティング等による市民との意見交換の場を設けます。

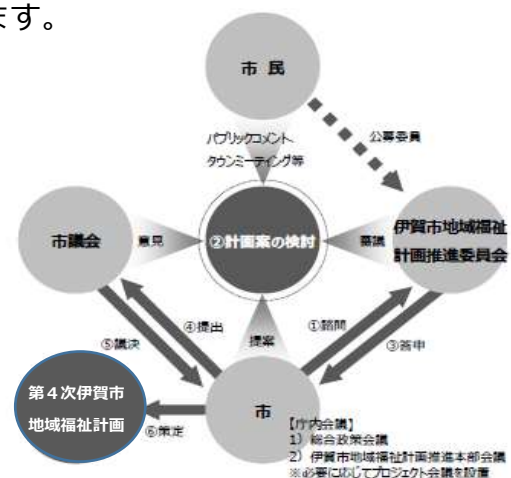
(3) 庁内体制

市関係課で構成する「伊賀市地域福祉計画推進本部会議」において、第4次伊賀市地域福祉計画の策定に必要な資料を作成し、伊賀市地域福祉計画推進委員会に提出します。

また、庁内の専門職等による検討が必要な場合は、伊賀市地域福祉計画推進本部会議にプロジェクトチームを設けることとします。

なお、伊賀市地域福祉計画推進委員会から答申された内容は、市の総合政策会議に諮り、第4次伊賀市地域福祉計画案とします。

第4次伊賀市地域福祉計画 策定体制に係るイメージ図



開催日等	取り組み事項
2020（令和2）年	
4月13日	・第4次伊賀市地域福祉計画策定について【諮問】
5月28日～6月2日	・第1回地域福祉計画推進委員会開催 （新型コロナウイルス感染症拡大対策につき書面による決議）
8月17日	・第1回地域福祉計画推進本部会議開催 （新型コロナウイルス感染症拡大対策につき書面による決議）
8月24日	・第2回地域福祉計画推進委員会開催（骨子案審議）
9月～10月上旬	・市民からの意見聴取のため、タウンミーティングにか わる新たな手段である動画を作成
10月19日～31日	・動画視聴&意見聴取会の開催 （市内7会場で実施）
12月11日	・第2回地域福祉計画推進本部会議開催 （新型コロナウイルス感染症拡大対策につき書面による決議）
2021（令和3）年	
1月6日	・第3回地域福祉計画推進委員会開催（中間案審議）
2月4日	・市総合政策会議（庁内会議）へ説明
3月10日	・市議会への中間案報告（市議会議員全員協議会）
3月15日～4月16日	・パブリックコメント募集
4月20日	・第1回地域福祉計画推進本部会議開催 （新型コロナウイルス感染症拡大対策につき書面による決議）
4月28日	・第1回地域福祉計画推進委員会開催（最終案審議）
5月6日	・市総合政策会議（庁内会議）へ説明
5月10日	・第4次伊賀市地域福祉計画最終案答申
6月28日	・議会での議決 ・計画策定



◎ 説明動画作成から意見聴取会開催へ至る経緯

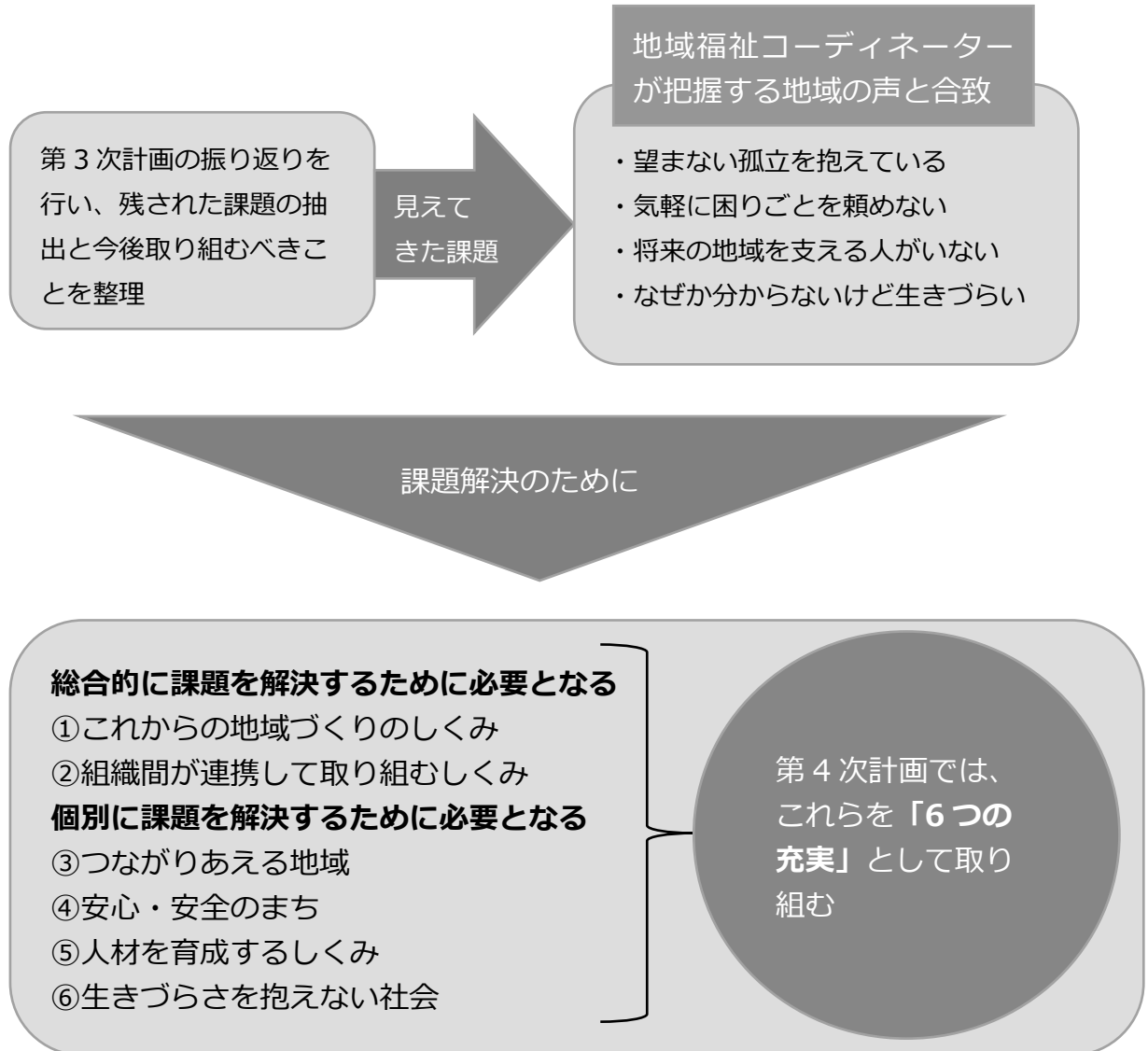
・計画策定において、あらかじめ課題とそれに対するインパクトゴール（達成すべき目標）を設定し、そこに至るプロセスについて、ワールドカフェ形式により意見をいただくという方法で、市内 7 会場においてタウンミーティングを開催する予定でしたが、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）が拡大し、感染防止対策として、多くの人が集まり意見を交わし合うことが困難となり、やむなく開催を中止しました。

しかし、計画策定のためには「市民の皆さんの声」が必要であり、市と伊賀市社会福祉協議会が共同で「地域福祉計画策定に関する説明動画」を作成し、市の公式 YouTube「忍者市チャンネル」で見えていただくことにしました。

・動画作成作業を進めるうちに、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染拡大が一旦落ち着きを見せ、市民が集うことが可能となったことから、より多くの人に動画を視聴してもらい意見をいただく方法として、感染対策を行ったうえで当初開催を予定していた市内 7 会場において「地域福祉計画策定に関する動画視聴&意見聴取会」を開催しました。

動画のテーマ設定について

◎説明動画のテーマについては以下のプロセスにより設定しました。



5年間で充実させていく6つの取り組みについて ～意見聴取会等で寄せられた市民の【声】から～

【地域福祉計画策定に関する説明動画】

☆動画本数：9本

☆再生回数：延べ1,350回（R3.3.31現在）

【地域福祉計画策定に関する動画視聴&意見聴取会】

☆開催日：2020（令和2）年10月19日～31日

☆開催場所：ハイトピア伊賀 他市内6会場

☆参加者数：97名

☆意見数：1,152件

【WEBフォーム】

☆回答者数：9名

☆意見数：73件

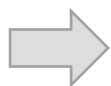
1. みんなでつくる地域福祉コミュニティ

いただいた意見

◎「1人1人がいきいきと暮らすために必要なこと」について

- ・地域における活動が充実し、積極的に参加すること
 - ・地域での支え合いが充実すること
 - ・全世代が参画できるしくみをつくること
 - ・生涯にわたる生きがい活動を行うこと
- など

解決に向けて取り組むこと



- ・住民が気軽に参加できる居場所づくり
- ・その地域にしかない独自の誇れるモノを見つける

2. 多機関の連携による福祉の「わ」づくり

いただいた意見

◎「福祉の「わ」の構築によりできること」について

- ・分かりやすい「わ」の構築
- ・災害時等における連携した取り組み
- ・地域を支援する体制の確立
- ・見守り支援体制の充実

など

解決に向けて取り組むこと



- ・市が中心となり、さまざまな機関との連携体制の構築
- ・市だけではできないことへの取り組み

3. つながりあえる地域づくり

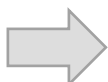
いただいた意見

◎「孤立のない社会の実現のために必要なこと」について

- ・見守りや声かけ等が充実すること
- ・いろいろな人が集まり交流する場をつくること
- ・社会参加を促進するしくみをつくること
- ・支援していく体制を充実すること

など

解決に向けて取り組むこと



- ・孤独を抱えやすい人を支援する体制を充実させる
- ・孤立状態にならないため、普段の行動や意識を変化させる
- ・しくみや居場所をつくる

4. 安心と安全のまちづくり

いただいた意見

◎「認知症を原因とした行方不明による死亡者をゼロにするために必要なこと」について

- ・見守りをはじめとした地域でのつながりをつくること
- ・GPS等のICTの活用を進めること
- ・介護負担にならない取り組みを推進すること
- ・認知症の人に対する正しい理解の啓発をすること

など

解決に向けて取り組むこと



伊賀市地域福祉計画推進委員会委員名簿

2020（令和2）年4月13日現在（計画策定諮問日）

委嘱区分 (伊賀市地域福祉計画推進委員会条例第3条)		名 前 (五十音順)	備 考
1号委員	学識経験者	板井 正斉	委員長
2号委員	市民関係団体の代表者	中嶋 孝	
		服部 達秋	
		福澤 正志	
		藤田 幸一	
		宮谷 則夫	
3号委員	福祉関係者	小竹 紀忠	
		松井 謙二	副委員長
		米田 美紀子	
4号委員	保健・医療関係者	井端 由加	
		清水 雄三	
		藤岡 敏明	
		松田 美穂	
5号委員	市民から公募したもの	加藤 幸生	
		高橋 春光	
6号委員	その他市長が必要と認めるもの	谷本 景	
		結城 正明	



○伊賀市地域福祉計画推進委員会条例

(設置)

第1条 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第107条に規定する伊賀市地域福祉計画(以下「計画」という。)に基づき地域福祉の推進を図るため、市長の附属機関として、伊賀市地域福祉計画推進委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(任務)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査及び審議し、その結果を市長に答申する。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) 地域福祉の推進に関する重要事項に関すること。
- (3) その他市長が必要と認める事項に関すること。

2 委員会は、計画の策定後、その進行管理及び評価を行うものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員25人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市民関係団体の代表者
- (3) 福祉関係者
- (4) 保健・医療関係者
- (5) 市民から公募した者
- (6) その他市長が必要と認める者

(任期等)

第4条 委員の任期は、5年とする。

2 委員が委嘱されたときの要件を失ったときは、委員を辞したものとみなす。

3 委員の再任は、妨げない。

4 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長を置き、それぞれ委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員長は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(専門部会)

第7条 委員会は、必要に応じ、専門事項について調査検討するため、専門部会を設置することができる。

2 専門部会は、検討した結果を委員長に報告しなければならない。

3 委員会は、前項の報告を尊重するものとする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、健康福祉部医療福祉政策課において処理する。

(補則)

第9条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

○伊賀市地域福祉計画推進本部設置要綱

(設置)

第1条 伊賀市地域福祉計画（以下「計画」という。）の推進に際し庁内等の連携を図るため、伊賀市地域福祉計画推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 本部の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 計画の推進に関すること。
- (2) その他計画に係る事項に関すること。

(組織)

第3条 本部は、別表に掲げる委員をもって組織する。

- 2 本部に本部長及び副本部長を置き、本部長は健康福祉部長をもって充て、副本部長は健康福祉部次長をもって充てる。
- 3 本部長は、本部を総括し、副本部長は本部長を補佐するとともに本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 本部の会議は、本部長が必要に応じて招集し、本部長がその議長となる。

- 2 本部長は、必要があると認めるときは、本部の構成員以外の者を会議に出席させ、その意見又は説明を求めることができる。

(プロジェクトチーム)

第5条 本部が所掌する事務について調査研究及び支援をするため、プロジェクトチームを設置することができる。

- 2 プロジェクトチームの構成員は、本部長が指名する。
- 3 プロジェクトチームにリーダーを置き、本部長がこれを指名する。
- 4 プロジェクトチームの会議は、リーダーが必要に応じて招集し、その議長となる。
- 5 リーダーは、会議の結果を本部に報告しなければならない。

(協力要請)

第6条 本部長は、本部の職務遂行上必要があるときは、関係機関又は地域福祉アドバイザーに対し資料の提出その他の必要な協力を要請することができる。

(庶務)

第7条 本部及びプロジェクトチームに関する庶務は、健康福祉部医療福祉政策課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、本部及びプロジェクトチームの運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

